

日南町老人クラブ活動助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町老人クラブ活動助成事業補助金の交付について、日南町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者地域福祉推進事業に要する経費等の一部を補助することにより、日南町内の老人クラブが行う仲間づくりや、高齢者自らの生きがい健康づくりの活動、そしてボランティアなど社会参加活動の継続、発展を支援するものとする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金交付の対象となる活動は、老人クラブが主催、又は参加する事業で、「老人クラブ活動等事業実施要綱（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知）」に基づく事業とする。

- 2 交付の対象に、以下のものは含めないものとする。
 - ・町の老人クラブ連合会負担金
 - ・団体加入でない保険料
 - ・神社仏閣等における初穂料、玉串料、お布施、その他これらに類する金品
 - ・クラブ会員や他団体への見舞金（入院見舞、火事見舞い、その他慶弔に關するもの全般）
 - ・茶菓代を除く飲食費、弁当代
- 3 拝観料、入場料、バス借上料は交付の対象とする。

(補助金の交付)

第4条 この補助金の対象となる経費は、鳥取県の「いきいき高齢者クラブ活動支援補助金交付要綱（平成13年3月15日長第1232号鳥取県福祉保健部長通知）」の対象経費に準ずるものとする。

第5条 補助金交付の額は、町の老人クラブ活動助成補助金予算の範囲内で、各老人クラブの補助金交付申請額の内、対象経費総額の1/2に、会員数に応じた額を加え交付する。対象経費総額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとし、対象経費総額の1/2の上限は別表に定める額とする。

(交付申請の時期等)

第6条 この補助金の交付を申請する各老人クラブは、様式1～3号の書式を、毎年、6月末までに、日南町長に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 この補助金の交付を受けた各老人クラブは、様式第4～5号の書式により、翌年度の4月15日までに、日南町長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 対象経費実績額が、当初交付決定額を下回った老人クラブは、その差額を補助金交付年度の翌年度の5月20日までに返還しなければならない。

(着手届、完了届の省略)

第9条 この要綱に該当する事業は、着手届、完了届を省略することができる。

(関係帳簿、書類の整備、保存)

第10条 この補助金の交付を受けた老人クラブは、対象活動の実施状況が分かる書類と、対象経費の支出状況が明確となる出納帳、領収書等関係書類を、補助事業完了後5年間、確実に保管しなければならない。

(その他)

第11条 当交付要綱に定めた事項、日南町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

老人クラブ補助金交付基準

対象経費総額の1/2	補助金額	
	基本額	会員数割額
80,000円未満	対象経費総額の1/2円	会員数 × 600円
80,000円以上	80,000円（上限額） 2つ以上のクラブが合併を行った場合は、合併して最初に迎える年度のみ、160,000円を上限額とする。	